

ヘルパーステーション虹 訪問介護事業所 運営規程

第1条 事業の目的

広島医療生活協同組合が開設するヘルパーステーション虹訪問介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という）は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護を提供することを目的とする。

第2条 運営の方針

1. 事業所の訪問介護員等は要介護者等の心身の特性をふまえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 事業所の名称及び所在地

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 ヘルパーステーション虹 訪問介護事業所
2. 所在地 広島市安佐南区西原九丁目8番22号

第4条 従業員の職種、員数及び職務内容

事務所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

1. **管理者**
常勤 1名（サービス提供責任者と訪問介護員を兼務）
※ 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
2. **サービス提供責任者**
介護福祉士 6名（内、常勤5名 非常勤 1名）看護師 1名：訪問介護員を兼務
※ サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行う。
3. **訪問介護員等**
介護福祉士 25名：看護師 1名（内、サービス提供責任者と訪問介護員を兼務7名）
2級課程修了者 21名
初任者研修修了者 1名
4. **事務員**
非常勤 1名

第5条 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の祝日、8月15日及び、12月29日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
ただし、土曜日は午前8時30分から12時30分までとする。

第6条 指定訪問介護の内容

1. 身体介護

起床介護・おむつ交換・着脱介護・食事介助・排泄介助・入浴介助・清拭・洗髪・足浴・整容介助
服薬介助・移動介助・通院介助・外出介助

2. 家事援助

調理・清掃・洗濯・補修・衣類の入れ替え・整理整頓・買い物・菓の受け取り・関係機関との連絡
その他

第7条 利用料その他の費用の額

1. 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
2. 通常の訪問介護事業実施地域以外の居宅を訪問して行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程 1 km 当たり 30 円、バイクを使用した場合は 1 km 15 円を実費として徴収する。
3. 前項の費用に支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。
4. 訪問直前（訪問 30 分前以降）のキャンセルや、連絡ないままヘルパー訪問し留守であった場合等、キャンセル料として 1 回当たり 1,000 円＋消費税を徴収する場合がある。

第8条 通常の事業の実施地域

事業所の通常の事業の実施地域は、広島市安佐南区及び、安佐北区の全域とする。

第9条 緊急時等における対応方法

1. 訪問介護員等は訪問介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者もしくはサービス提供責任者に報告をするものとし、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等、必要な措置を講ずるものとする。
2. 訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに必要な措置を講ずるとともに賠償すべき明らかな過失が認められた場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
3. 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

第 10 条 苦情及び相談に対する体制

- (1) 事業所は、訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業所は、訪問介護に関して、市町村が行う文書、その他の物件の提出もしくは提示の求め、又は市町村職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする

第 11 条 虐待防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るための必要な措置は次のとおりとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者を設置する。
- (2) 成年後見制度の利用支援を行う。
- (3) 苦情解決体制の整備については窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、迅速かつ誠実な対応をし、

速やかに改善の対応をする。

- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修をヘルパー研修とし毎年実施する。

第 12 条 身体拘束等の禁止

1. 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - (1) 事業所は緊急やむ得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況に緊急やむ得ない理由その他必要な事項を記録し、2年間保存する。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知徹底。
 - (3) 身体拘束等の適正化のための指針の整備。
 - (4) 従業員に対する、身体拘束等の適正化のための研修の実施。

第 13 条 業務継続計画（BCP）の策定に関する事項

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 14 条 その他運営に関する重要事項

1. 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 月 1 回
 - (3) その他の研修
2. 従業者は、職務上知りえた秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、指定訪問介護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間（第 1 号事業支給費の請求の根拠となる記録については 5 年間）保存するものとする。
5. この規程に定める項目のほか、事業所の運営に関する重要事項は、広島医療生活協同組合の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は平成 18 年 12 月 15 日から施行する。